

# モーダルシフト推進助成金交付要綱

公益社団法人大分県トラック協会

## (趣旨)

第1条 公益社団法人大分県トラック協会（以下「県ト協」という。）は、CO<sub>2</sub>の排出抑制及び運転手の労務安全（事故リスクの軽減）に資するため、予算の範囲内において会員事業所に対し、モーダルシフト推進助成金（以下「助成金」という。）として、フェリー運賃の一部を助成するものとする。

## (助成対象)

第2条 県ト協は、次の各号のすべてに該当するフェリーの利用に係る運賃に対して、助成するものとする。

- (1) 対象とするフェリー事業者は、県ト協が認めたフェリー事業者のみとする。
- (2) 車両だけでなく、運転手も乗船するものであること。
- (3) 当該車両が大分ナンバーであり、かつ、その車両が12m以上のもの又は車番が1ナンバー・8ナンバーのものであること。
- (4) 大分県内と四国とを結ぶフェリーの利用については、往路の最終到着地又は復路の出発地が四国内ではないものであること。但し、復路の場合、本州から四国に渡り荷物を積み込み、大分県内に戻る場合は対象とする。
- (5) 県ト協会費を1年以上未納していない会員事業所が保有する車両であること。

## (助成金の額等)

第3条 助成金の額等は、当該年度において開催する交通環境対策委員会の決議によるものとする。

- 2 次条に定める助成期間の半期を経過した時点で、助成金の単価を減額する見直しを行うことができるものとする。
- 3 増加分の助成金の額は、申請台数が確定した際、予算の範囲内で助成する単価を決定するものとする。

## (助成期間)

第4条 助成期間は、当該年度において開催する交通環境対策委員会の決議によるものとする。

## (助成金交付申請)

第5条 助成金の交付申請は、会員事業者が月ごとに行うものとする。

- 2 別紙の「新規（※1）」の事業者の利用実績「既存（※2）」の事業者の「維持（※4）」の利用実績及び「既存」の事業者の「増加（※3）」のうち維持に相当する単価分については、各月の実績を翌月末日までに、モーダルシフト推進助成金交付申請書兼請求書（新規）（第1号様式）又はモーダルシフト推進助成金交付申請書兼請求書（維持）（第2号様式）により申請するものとする。
- 3 「既存」の事業者の「増加」のうち維持に相当する単価分との差額については、対象年度の年3月20日までに、モーダルシフト推進助成金交付申請書兼請求書（増加）（第3号様式）により、助成期間中の実績をまとめて申請するものとする。
- 4 助成金交付申請書には、モーダルシフト推進事業実績日計表（第4号様式①②）に、フェリー会社

の証明印を付して、会長に申請するものとする。

- 5 大分県内と四国とを結ぶフェリーの利用については、前項の書類に加えて本州と四国を結ぶ道路を通行したことを証明する書類（E T C利用証明書等）を添付するものとする。

#### (助成金交付決定)

第6条 県ト協は、前条の規定により助成金の交付申請があったときは、当該交付申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めた場合は、モーダルシフト推進助成金交付決定通知書兼支払通知書（第5号様式）により申請した会員事業者に通知するものとする。

#### (助成金の請求)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた会員事業者は、モーダルシフト推進助成金交付申請書兼請求書（第2号様式）により、県ト協に対し請求するものとする。

#### (助成金の支払い)

第8条 第6条の規定により交付すべきものと認めた助成金のうち、別紙の「新規」、「既存の維持」及び「既存の増加のうち維持に相当する単価分に係るものについては、各月の請求分を四半期ごとに支払うものとする。

- 2 第6条の規定により交付すべきものと認めた助成金のうち、別紙の「既存の増加のうち維持に相当する単価分との差額に係るものについては、3月末日までに支払うものとする。
- 3 申請期間中であっても、予算に達した時点で交通環境対策委員会の決議をもって、助成を終了することができることする。

#### (報告及び意見の聴取)

第9条 県ト協は、会員事業者に対して、助成金に係る事業に関して必要な報告及び意見を求めることができる。

- 2 申請会員が第2条（4）について虚偽の申請または誤った申請を行った場合は、証拠書類の提出を求めることがこととする。また、その助成金については返納することとする。

#### (雑則)

第10条 本要綱に定めのない事項は、県ト協の交通・環境対策委員会において協議し、決議するものとする。

#### (附則)

本要綱は、平成25年7月1日より適用する。

平成29年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正

別紙（第3条、第5条関係）

1. 申請台数1台あたりの助成金の単価

対象フェリー	新規	既存	
		増 加	維 持
フェリー さんふらわあ	2, 300円	別途検討	1, 000円
周防灘フェリー 宇和島運輸 九四オレンジフェリー 国道九四フェリー	1, 500円	別途検討	500円

- ※1 「新規」とは、当該年度の助成期間に相当する前年度の期間において、乗船実績がなかった会員事業者に対して適用するものをいう。
- ※2 「既存」とは、当該年度の助成期間に相当する前年度の期間において、乗船実績があった会員事業者に対して適用するものをいう。
- ※3 「増加」とは、※2のうち、当該年度の助成期間に相当する前年度の期間において、乗船数を超える乗船に対して適用するものをいう。
- ※4 「維持」とは、当該年度の助成期間において※3を除くものに対して適用するものをいう。

2. 1日あたりの助成対象車両に係る上限台数（事業所規模別の助成に係る上限台数）

フェリー会社ごとに次の台数を申請の上限とする。

既存維持

事業所保有車両台数	1日あたりの助成に係る上限台数
20台まで	5台
21台～40台	4台
41台以上	3台

新規

事業所保有車両台数	1日あたりの助成に係る上限台数
20台まで	7台
21台～40台	5台
41台以上	3台

※ 事業所保有車両台数は、前年度末日現在の台数とする。

### 3. 申請に当たっての留意事項

- ①①．の助成金の単価は、第3条第2項の規定による見直しにより減額する場合があります。
- ②申請者は、毎月15日までにフェリー会社に、日計表の証明依頼を行ってください。(期日厳守)
- ③助成金交付申請書は、新規、既存の維持及び既存の増加のうち維持に相当する単価分に係るものについては、毎月の実績を翌月末日（1月の実績については2月末日）までとし、既存の増加のうち維持に相当する単価分との差額に係るものにあっては助成期間中のすべての実績を対象年度の3月20日までに提出してください。
- ④助成金交付申請書の添付書類は、モーダルシフト推進事業実績日計表のほか、必要に応じて県ト協から要求する証明書類とします。
- ⑤大分県内と四国とを結ぶフェリーの利用については、往路の最終到着地又は復路の出発地が四国内ではないものが対象になります。日計表中、乗船に係る証明はフェリー会社が行いますが、輸送方面は申請者が漏れなく記載し、本州と四国を結ぶ道路を通行したことを証明する書類（ETC利用証明書等）を添付してください。記載内容等に不備が認められれば、助成の対象とならない場合があります。